

地球温暖化防止に向けた嘉島町率先実行計画

第5期計画（令和6年度～令和10年度）

嘉 島 町

目 次

第 1 章 計画策定の背景と意義

- 1 計画策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(2)
- 2 計画策定の意義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(2)

第 2 章 基本的事項

- 1 計画の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(3)
- 2 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(3)
- 3 計画の対象・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(3)
 - (1) 対象物質・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(3)
 - (2) 対象範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(3)

第 3 章 温室効果ガスの排出量等の現況

- 1 温室効果ガスの種類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(4)
- 2 嘉島町の事務・事業における二酸化炭素の排出量・・・・・・・・・・(4)
- 3 嘉島町の月別消費電力量の考察・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(4)

第 4 章 計画の目標

- 1 二酸化炭素の総排出量に関する削減目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・(5)
- 2 分野別目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(5)

第 5 章 目標達成に向けて実行すべき取組

- 1 取組の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(6)
- 2 具体的な取組内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(7)

第 6 章 計画の推進と点検・評価

- 1 推進及び点検・評価体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(11)
 - (1) 環境政策推進本部等の構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(11)
 - (2) 環境政策推進本部等の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(11)
- 2 実行計画の進捗状況の調査・集計システム・・・・・・・・・・・・・・・・・・(12)
- 3 職員に対する研修等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(12)
 - (1) 職員研修及び情報提供等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(12)
 - (2) 職員提案の募集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(12)
- 4 計画の進捗状況の公表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(12)

第1章 計画策定の背景と意義

1 計画策定の背景

地球温暖化は、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象であり、我が国においても異常気象による被害の増加、農作物や生態系への影響等が予測されています。地球温暖化の主因は人為的な温室効果ガスの排出量の増加であるとされており、低炭素社会の実現に向けた取組が求められています。

国際的な動きとしては、2015年12月に、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)がフランス・パリにおいて開催され、新たな法的枠組みである「パリ協定」が採択されました。これにより、世界の平均気温の上昇を産業革命から2.0℃以内にとどめるべく、すべての国々が地球温暖化対策に取り組んでいく枠組みが構築されました。

我が国では、1998年に地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)(以下「地球温暖化対策推進法」という。)が制定され、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みが定められました。同法により、すべての市町村が、地方公共団体実行計画を策定し、温室効果ガス削減のための措置等に取り組むよう義務づけられています。

また、2016年には、地球温暖化対策計画(平成28年5月13日閣議決定)(以下「地球温暖化対策計画」という。)が閣議決定され、我が国の中期目標として、我が国の温室効果ガス排出量を2030年度に2013年度比で26.0%減とすることが掲げられました。同計画においても、地方公共団体には、その基本的な役割として、地方公共団体実行計画を策定し実施するよう求められています。

令和2年1月には近隣18市町村で構成する熊本連携中枢都市圏共同で「2050年温室効果ガス排出実質ゼロ」を目指すことを宣言し、令和3年3月には「水・森・大地と共に生きる、持続可能なくまもと脱炭素循環共生圏の実現」を基本理念とする「熊本連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画」を共同策定しました。実行計画の中で事務事業編においても目標値に向けた実績の公表をおこなっています。

町公共施設で再生可能エネルギーの普及推進等を始めとして、地球温暖化の防止に向けた取組を推進していきたいと考えています。

2 計画策定の意義

- 自らの事務・事業に伴って排出される温室効果ガスの排出の抑制等により、嘉島町内の温室効果ガスの実質的な排出抑制等に寄与できる。
- 低燃費車・低公害車の導入、再生紙の購入など環境への負荷の少ない製品やサービスを計画的に導入することにより、※グリーン購入運動として循環型社会の構築に寄与できる。
- 電気、燃料、紙、水の使用量、廃棄物の発生量などの抑制により、事務経費が削減できる。
- 自ら対策に取り組むことを通じて、対策実施上の課題や効果などについて経験や知見が蓄積され、具体例を含めて、事業者や住民に対する情報の提供や助言を効果的に行うことができる。

※ グリーン購入

グリーン購入とは、製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入することです。

グリーン購入は、消費生活など購入者自身の活動を環境にやさしいものにするだけでなく、供給側の企業に環境負荷の少ない製品の開発を促すことで、経済活動全体を変えていく可能性をもっています。

第2章 基本的事項

1 計画の目的

この計画は、町自らが地球温暖化防止に向けた取組を実行することにより、町の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出の抑制等を図り、併せて事業者、町民等の地球温暖化防止行動を促進することを目的とする。

2 計画の策定年度及び期間

- (1) 計画策定年度・・・令和6年度（2024年度）
- (2) 計画期間・・・令和6年度（2024年度）～令和10年度（2028年度）（5年間）

計画の実施状況や技術の進歩、社会情勢の変化等により、必要に応じて見直しを行うものとする。

3 計画の対象

(1) 対象物質

推進法で規定されている二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）、パーフルオロカーボン（PFC）、六フッ化硫黄（SF₆）、三フッ化窒素（NF₃）の7物質のうち、当面は二酸化炭素を対象とする。（対象物質の特性等は、第3章の1参照）

(2) 対象範囲

計画の対象範囲は、嘉島町役場庁舎に係る事務・事業とする。

第3章 温室効果ガスの排出量等の現況

1 温室効果ガスの種類

推進法で規定されている温室効果ガスは表3-1のとおり7種類である。

表3-1 温室効果ガスの種類と特性

ガスの種類	産業・社会・生活活動に係る発生源	主な対策
二酸化炭素 (CO ₂)	<ul style="list-style-type: none"> 石油・石炭などの化石燃料の燃焼 大規模な森林伐採等 	省エネ、エネルギー利用効率の向上、ライフスタイルの見直し
メタン (CH ₄)	<ul style="list-style-type: none"> 稲作、家畜の腸内発酵等 廃棄物の埋立地 燃料の燃焼等 二酸化炭素の21倍の温室効果 	飼料の改良、糞尿処理の方法の改善、埋立量の削減
一酸化二窒素 (N ₂ O)	<ul style="list-style-type: none"> 燃料の燃焼 工業プロセスや農業 麻酔剤（笑気ガス）の使用等 二酸化炭素の310倍の温室効果 	高温燃焼、触媒の改良、適正な施肥
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	<ul style="list-style-type: none"> カーエアコンや冷蔵庫等の冷媒に使用 スプレー製品の噴射剤等に使用 二酸化炭素の約1万1千倍の温室効果 	代替物質への転換、回収・再利用・破壊処理
パーフルオロカーボン (PFC)	<ul style="list-style-type: none"> 電子部品等の不活性液体に使用 半導体のエッチング等に使用 	代替物質への転換、回収・再利用・破壊処理
六フッ化硫黄 (SF ₆)	<ul style="list-style-type: none"> 変圧器の電気絶縁ガスに使用 半導体製造等に使用 二酸化炭素の約2万3千倍の温室効果 	使用時の漏出防止や回収・再利用・破壊処理
三フッ化窒素 (NF ₃)	<ul style="list-style-type: none"> 液晶ディスプレイの洗浄などに使用 二酸化炭素の約1万7千倍の温室効果 	代替物質への転換

2 嘉島町の事務・事業における二酸化炭素の排出量

電気使用量に重点を置き、今後の温暖化対策に取り組む。

令和5年度の町の事務・事業における温室効果ガスの総排出量（二酸化炭素換算）は、表3-2のとおりです。

表3-2 電力エネルギーの使用状況（活動量）と温室効果ガスの排出量

最大デマンド	平均最大デマンド	年間負荷率	電気料金
114.4kW	88.2kW	約77%	7,162,696円
最大電力量	平均電力量	合計電力量	CO ₂ 排出量
28,711kWh	22,736.83kWh	272,842kWh	111,046.69kg

3 嘉島町の月別消費電力量の考察

冬季では、12・1・2月の平均気温が一桁の月に電力消費が集中している。特に1月は会議室を使用する機会が多い為、年間の最大デマンド量、電力量が増加する要因と考えられる。

夏季では、日中の最高気温が30度以上となる7・8・9月で消費が多い。8月の昼過ぎ日中最高気温時に冷房使用が集中し、月別数値で見ると電力量・料金ともに最大値である。衣服での調整、サーキュレータ等の使用で冷暖房使用を控える取り組みが必要である。

第4章 計画の目標

1 二酸化炭素の総排出量に関する削減目標

二酸化炭素の総排出量の削減目標を次のとおり定める。

令和6年度から令和10年度までの間に、基準年の令和5年度データ比で5%削減する。	
令和5年度における二酸化炭素排出量	: 111,047 kg
令和10年度における排出量	: 105,495 kg
削減率(削減量)	: 5% (5,552 kg)

令和6年度(基準年度比-1%削減目標)

二酸化炭素の排出量 109,937 kg (-1,110 kg)
 使用電気量 270,114 kWh (-2,728 kWh)
 電気料金 7,091,069円 (-71,627円)

令和7年度年度(基準年度比-2%削減目標)

二酸化炭素の排出量 108,826 kg (-2,221 kg)
 使用電気量 267,385 kWh (-5,457 kWh)
 電気料金 7,019,442円 (-143,254円)

令和8年度年度(基準年度比-3%削減目標)

二酸化炭素の排出量 107,716 kg (-3,331 kg)
 使用電気量 264,657 kWh (-8,185 kWh)
 電気料金 6,947,815円 (-214,881円)

令和9年度年度(基準年度比-4%削減目標)

二酸化炭素の排出量 106,605 kg (-4,442 kg)
 使用電気量 261,928 kWh (-10,914 kWh)
 電気料金 6,876,188円 (-286,508円)

令和10年度年度(基準年度比-5%削減目標)

二酸化炭素の排出量 105,495 kg (-5,552 kg)
 使用電気量 259,200 kWh (-13,642 kWh)
 電気料金 6,804,561円 (-358,135円)

2 分野別目標

	計画分野	目 標
1	省エネルギーの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・電気の使用量を令和5年度比で年1%以上削減する。 ・LED照明の導入を推進する。
2	省資源・リサイクルの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・コピー用紙の使用量を削減する。 ・裏紙使用の推進 ・リサイクルボックスの活用等
3	グリーン購入の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・物品を調達する際は、「嘉島町グリーン購入指針」によることとする。

第5章 目標達成に向けて実行すべき取組

1 取組の方針

本計画の目標を達成するため、温室効果ガスの排出の抑制等に配慮した取組の方針を次のとおり定める。

(1) 共通の配慮事項

① 財（物品等）やサービスの購入に当たっての配慮

省エネ製品の購入、低燃費・低公害車の購入、再生紙の購入、環境ラベリング製品の購入、リサイクル製品の購入、非フロン系スプレー製品の購入の徹底を図る。

※「嘉島町グリーン購入指針」に適合した対象物品を調達すること。

② 財（物品等）やサービスの使用に当たっての配慮

照明機器やOA機器の適正使用、給湯器の適正使用、用紙使用量の減量化、水の有効利用、自動車の整備及び運転の適正化、自転車の活用等を図る。

③ 物品の廃棄に当たっての配慮

物品の適正管理、電気・機械器具等の再生利用、廃棄物の分別回収・減量化を図る。

④ 建築物の建築、管理、解体に当たっての配慮

エネルギー使用量の抑制、冷暖房温度の適正管理、LED照明の積極的導入及び適正管理、太陽光等自然エネルギーの有効利用、節水設備の導入、省エネ・省資源に配慮した素材の選択、解体廃棄物のリサイクル化、周辺の緑化等を図る。

2 具体的な取組内容

取組の方針に基づき、具体的な取組内容を次のとおり定め、計画的かつ積極的に取組むものとする。

(1) 共通の配慮事項

① 財（物品等）やサービスの購入に当たっての配慮

配 慮 項 目	製品例又は配慮の詳細
嘉島町グリーン購入指針に定めた対象物品の調達	<input type="checkbox"/> 「嘉島町グリーン購入指針」に適合した対象物品を調達すること。

② 財（物品等）やサービスの使用に当たっての配慮

配 慮 事 項		製品例又は配慮の詳細
用 紙 類	用紙類	<input type="checkbox"/> 両面コピー、両面印刷の徹底
		<input type="checkbox"/> 縮小可能なものの縮小コピーの徹底
		<input type="checkbox"/> コピー機、ワープロ等におけるミスコピー、ミスプリントの防止（リセットボタンの利活用）
		<input type="checkbox"/> 片面使用済用紙の裏紙使用の徹底
		<input type="checkbox"/> 使用済カレンダーやポスター等は、メモ用紙に使用
		<input type="checkbox"/> 使用済封筒、不用紙、ファイル、付箋紙等の再使用
		<input type="checkbox"/> A4判化の徹底
		<input type="checkbox"/> ポイントを押さえた簡潔明瞭な文書・資料の作成
		<input type="checkbox"/> 報告書等は、概要版や要約版の作成・使用
		<input type="checkbox"/> コピー、印刷物の部数、ページ数の減量化
		<input type="checkbox"/> 印刷物の残数把握による印刷部数の減量化
		<input type="checkbox"/> 資料の共有化等による手持ち資料の減量化
		<input type="checkbox"/> 庁内の文書や集約発送の文書における封筒使用の自粛
		<input type="checkbox"/> 資料等を発送する際の過剰包装や過剰梱包の自粛
<input type="checkbox"/> 庁内の回答文書における形式的な鏡文の廃止		
用 紙 類	用紙類	<input type="checkbox"/> 庁内の照会や依頼に対する回答は、簡易なものや該当しないものはグループウェア等による。
		<input type="checkbox"/> 内部資料等は、ホッチキスに変えクリップ等を使用する。ホッチキスを使用する場合は、一箇所止めとする。
		<input type="checkbox"/> 依頼や照会文書などは、課内（係内）での必要最小限のコピー
		<input type="checkbox"/> 慶弔通知等連絡用の文書は、グループウェア等を活用
		<input type="checkbox"/> ペーパータオルなど使い捨て製品の使用自粛
		<input type="checkbox"/> 用紙使用量の把握・管理

	F A X、電子メディア	<input type="checkbox"/> F A X送信用文書は、コピーをしない。 <input type="checkbox"/> F A X受信用紙等は、片面使用済用紙の裏紙使用 <input type="checkbox"/> F A Xの送付状の省略、送受信者名等は本文余白を利用 <input type="checkbox"/> 庁内L A Nシステムなど、電子メディアを利用したペーパーレス化		
用紙類	会議	<input type="checkbox"/> 資料の部数、ページ数の減量化、状況に応じてO H P等の活用 <input type="checkbox"/> 資料等の部分訂正は、差替えてなく、見え消しや言葉による。 <input type="checkbox"/> 封筒は原則として配布せず、出席者へ袋等の持参依頼 <input type="checkbox"/> 事前配付資料は、原則再配布を自粛		
電気	照明機器	<input type="checkbox"/> 執務室の昼休み時間（12：15～13：00）の一斉消灯 <input type="checkbox"/> 執務室の勤務時間外（18：30）の一斉消灯。以後必要な箇所のみ点灯 <input type="checkbox"/> 会議室、倉庫、給湯室、トイレなどの照明は使用時のみ点灯 <input type="checkbox"/> 執務室の不必要な照明の減灯と点灯時間の短縮 <input type="checkbox"/> 定時退庁の一層の推進に伴う照明時間の縮減 <input type="checkbox"/> 事務の簡素化や計画的な業務執行による時間外勤務の短縮に伴う照明時間の縮減 <input type="checkbox"/> 閉庁日の時間外勤務を可能な限り避け、照明時間を縮減 <input type="checkbox"/> LED 照明の導入推進		
		O A機器、その他の電気機器	<input type="checkbox"/> パソコン、コピー機、プリンターは、省エネモード設定 <input type="checkbox"/> 昼休みや時間外勤務などは、不必要なパソコン、コピー機、プリンター等電源オフ	
			エレベーター	<input type="checkbox"/> エレベーターの使用を控え、階段の利用
		その他	<input type="checkbox"/> 空調していない部分に通じる出入口を開放しない。 <input type="checkbox"/> 冷房の効率化を図るため、ブラインドやカーテンをして退庁 <input type="checkbox"/> 庁舎内・外で開催する会議等では、会議室等の適正温度設定	
		自動車	運転や整備	<input type="checkbox"/> 経済速度（一般道路40km/h、高速道路80km/h程度）による走行 <input type="checkbox"/> 急発進・急加速や不必要なアイドリング等をしない。 <input type="checkbox"/> タイヤの空気圧調整など定期的な整備 <input type="checkbox"/> 不必要な荷物を積みっぱなしにしない。 <input type="checkbox"/> 低燃料車や低公害車の優先的、計画的な使用
				運行管理
	マイカー			
				その他
水			<input type="checkbox"/> 食器洗浄時などは、水を流しっぱなしにしない。	

		<input type="checkbox"/> 芝生や植木などへの散水は、効率的、計画的に実施
		<input type="checkbox"/> トイレの二度流しはしない。
		<input type="checkbox"/> その他日常的な節水の励行
その他	物品	<input type="checkbox"/> 物品類の長期的使用
		<input type="checkbox"/> 長期間未使用の事務用品や遊休（不用）備品等の有効的な使用
		<input type="checkbox"/> 事務機器や用品等の故障、不具合の際の修繕再使用

③ 物品の廃棄に当たっての配慮

配慮事項		製品例又は配慮の詳細
減量化	物品管理	<input type="checkbox"/> 適切な在庫管理・調整による物品の計画的な購入（再掲）
	用紙類	<input type="checkbox"/> 用紙類の使用に当たっての配慮事項（再掲）
	その他	<input type="checkbox"/> 個人用のゴミ箱の削減
リサイクル	不用紙等	<input type="checkbox"/> 不用紙、空き缶、ビン、ペットボトルのリサイクルボックスを設置し、分別回収、資源化
		<input type="checkbox"/> イベント会場内には、リサイクルボックスを設置し、資源化
		<input type="checkbox"/> 不用紙を排出する際は、ホッチキスを外し、紙ひも使用の励行
		<input type="checkbox"/> シュレッダーダストは、可能な限り資源化
	<input type="checkbox"/> トナーカートリッジは、業者に回収、資源化を要請	
生ゴミ	<input type="checkbox"/> 食べ残しなどの生ゴミは、可能な限りコンポスト化し、土壌還元又は調理業者にコンポスト化による土壌還元を要請	
その他	フロン	<input type="checkbox"/> 自動車や冷蔵庫等を廃棄する際は、業者に冷媒フロンの適正な回収・再利用・破壊処理を委託
	焼却	<input type="checkbox"/> 廃棄物の焼却は原則としてしない。

④ 建築物の建築・管理・解体に当たっての配慮

配慮事項		製品例又は配慮の詳細
建築	設計	<input type="checkbox"/> 既存施設の改築は、「リニューアル」を含めて検討
		<input type="checkbox"/> 空調設備やエレベーターは、高度運転制御装置等を導入
		<input type="checkbox"/> 燃焼設備の改修等は、環境負荷の少ない燃料の使用設備の導入
		<input type="checkbox"/> 廃熱等を利用する省資源・省エネ設備の導入
		<input type="checkbox"/> 個々に点消灯できる装置の設置
		<input type="checkbox"/> 照明器具に光り反射板を取り付け、照度を上げることにより、照明機器の削減や調光量の調整装置の導入
		<input type="checkbox"/> LED照明機器の導入（再掲）
		<input type="checkbox"/> 階段、事務室、トイレなどへの自然光の取り入れ
		<input type="checkbox"/> 断熱性向上のため、外気の流入・遮断が可能な建具の採用、ひさし、窓ガラス等の開口部の構造の整備
		<input type="checkbox"/> 空調設備や消火器などには、非フロン系機器の導入
		<input type="checkbox"/> 庁舎敷地内は、透水性舗装や雨水浸透柵などの設置
		<input type="checkbox"/> 部屋の内装色を明るくする。
	<input type="checkbox"/> 敷地内の緑化、周辺緑化、屋上緑化、壁面緑化の検討	
廃棄物	<input type="checkbox"/> 請負業者へ建設副産物の減量化、再利用、資源化を指示	

		<input type="checkbox"/> 樹木の剪定枝や落ち葉等のコンポストによる堆肥化
管 理	電気使用量	<input type="checkbox"/> 電気使用量の把握・管理
	空調設備	<input type="checkbox"/> 冷暖房の適正室温管理（冷房28℃、暖房20℃）
		<input type="checkbox"/> 勤務時間外の冷暖房の自粛
		<input type="checkbox"/> 燃料転換が可能な場合は、環境負荷が少ない燃料への転換
		<input type="checkbox"/> 空調機器、ボイラー等の定期的な整備・点検及び適正な運転管理
		<input type="checkbox"/> 空調機の吹き出し口の障害物の撤去
	照明機器	<input type="checkbox"/> 昼休み時間の12:15及び勤務時間外の18:30には、一斉消灯（再掲）
		<input type="checkbox"/> インバーター式蛍光灯など省エネ型照明機器への転換（再掲）
		<input type="checkbox"/> 個々に点消灯できる装置の設置、利用（再掲）
		<input type="checkbox"/> 事務室の再配置等による効率的な照明
<input type="checkbox"/> 照明器具の清掃やランプの適正な時期での交換		
<input type="checkbox"/> 支障のない限り、廊下、窓側、ロビー、駐車場、ライトアップ等の減灯と点灯時間の短縮（再掲）		
管 理	コピー機等	<input type="checkbox"/> コピー機やプリンター等の集中管理の徹底、台数の見直し
	テレビ・冷蔵庫等	<input type="checkbox"/> テレビ、冷蔵庫等の利用実態を調査し、その適正配置
		<input type="checkbox"/> 自動販売機は省エネ型への変更や台数の削減、通電時間の見直しについて、業者に要請
	エレベーター	<input type="checkbox"/> 利用実態に応じたエレベーターの間引き運転
		<input type="checkbox"/> エレベーターの高度運転制御の実施
	水	<input type="checkbox"/> 節水コマなどの節水機器の導入
		<input type="checkbox"/> 水漏れ等の点検の定期的実施
<input type="checkbox"/> 水洗トイレは、適切な流量に配慮及び流水音装置の設置		
緑地	<input type="checkbox"/> 敷地内の緑地の適正な維持管理、緑化の計画的な推進	
その他	<input type="checkbox"/> タクシーや外来者等に対するアイドリング・ストップの要請	
	<input type="checkbox"/> 廃棄物の分別・保管施設の管理	
解体・修理	<input type="checkbox"/> フロン及び六フッ化硫黄を含む機器を修理又は廃棄する場合は、業者に適切な回収・再利用・破壊処理を委託	
	<input type="checkbox"/> 請負業者へ施設解体廃棄物の資源化を指示	

第6章 計画の推進と点検・評価

1 推進及び点検・評価体制

「地球温暖化防止に向けた嘉島町率先実行計画」は、別紙「嘉島町環境政策推進本部設置要綱」に基づき、図6-1のとおり全庁的な取組の推進を図る。

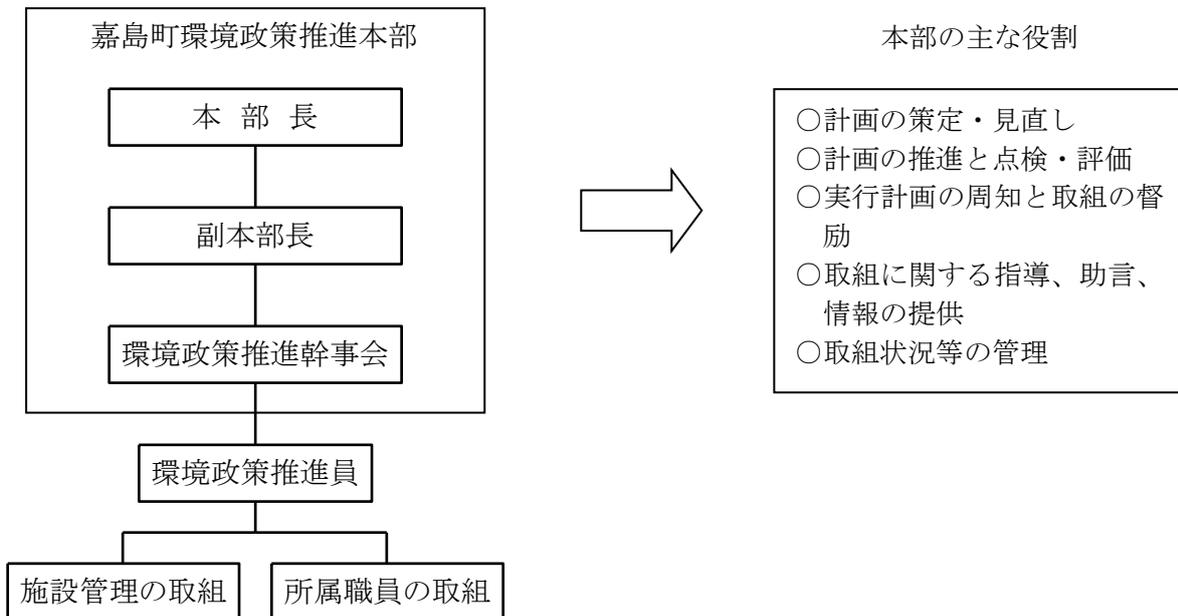
また、実行計画の実効性を高めるため、環境政策推進幹事会（以下「幹事会」という。）及び環境政策推進員（以下「推進員」という。）の充実強化を図る。

(1) 嘉島町環境政策推進本部等の構成

- ① 環境政策推進本部（以下「本部」という。）は、本部長、副本部長及び幹事会をもって組織し、本部長は、町長をもって充てる。
- ② 幹事会は、各課等の長及び出先機関の所属長をもって組織し、代表幹事は、総務課長をもって充てる。
- ③ 推進員は、本庁は各課等の長が指名した職員をもって充て、出先機関は所属長が指名した職員をもって充てる。

(注) ①～②の構成員は、嘉島町環境政策推進本部設置要綱による。

図6-1 実行計画の推進と点検・評価体制



※ 事務局：総務課管財係

(2) 環境政策推進本部等の役割

- ① 本部は、実行計画の策定及び見直し等に関する事項について審議するとともに、目標の達成状況及び取組状況等を点検・評価する。
- ② 幹事会は、推進員との連携を図り、所属内における実行計画の周知と取組の督促を行うとともに、取組状況等を管理する。
- ③ 推進員は、所属職員に対し、実行計画の周知及び取組に関する指導、助言、情報の提供

等を行うとともに、日常的な取組状況を点検・評価し、その結果を幹事に報告する。

また、取組内容等について、所属職員の意見や提案を聴取し、必要に応じて見直し・改善を行う。

2 実行計画の進捗状況の調査・集計システム

図6-2の実行計画の進捗状況の調査・集計システムに基づき、実行計画の円滑な運営と継続的な進行管理を行う。

(1) 総務課（本部事務局）は、毎年度、取組状況や温室効果ガスの総排出量等を把握するための調査を、推進員の点検・評価の結果をもとに全庁的に行い、解析した結果を幹事会に報告する。

(2) 本部は、第6章1-(2)の役割に基づき、取組状況等について点検・評価する。

3 職員に対する研修等

(1) 職員研修及び情報提供等

実行計画の周知徹底を図るため、研修会や会議を開催するほか、環境保全活動、環境保全シンポジウム、研修会などに関する情報の提供等に努める。

(2) 職員提案の募集

本部は、第5章に掲げた取組以外の効果的な取組などを職員から募集し、積極的に活用する。

4 計画の進捗状況の公表

実行計画の進捗状況及び点検・評価結果については、毎年度、嘉島町ホームページ等により公表する。

図6-2 実行計画の進捗状況の調査・集計システム

